札幌市北3条広場清掃管理業務 プロポーザル実施要領

1 業務名

札幌市北3条広場清掃管理業務

2 本要領の目的

この要領は、札幌駅前通まちづくり株式会社が実施する「札幌市北3条広場清掃管理業務(以下「本業務」という)」の委託契約の候補者を選定するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務の目的

本業務は、札幌の都心において、市民等に多様な活動や休憩・滞留が出来る場を提供することにより、都心全体のにぎわいを創出し、また活性化と都市文化の創造の促進を促し、都心の魅力と活力を高めることを目的として設置された「札幌市北3条広場」において、下記に記載する広場となるよう、適切な清掃管理および必要な各種業務を行うことを目的とする。

札幌市北3条広場の運営の方向性

- ① 都心の回遊性を高めて歩いて楽しい広場となるようにする
- ② 文化・芸術との出会いの場として文化の香りのする広場とする
- ③ 市民の公共・公益の場として協働のまちづくりを支える広場とする
- ④ 札幌・北海道の魅力を発信する広場とする

4 業務概要

- (1) 業務の項目(詳細は別紙仕様書参照)
 - ① 日常清掃:1日1回

広場表層面、植栽枡及び広場付属物、広場設備等の異常の有無の確認等

② 定期清掃:月1回~2回

広場表層面、植栽枡及び広場付属物等

- ③ 特殊清掃:年1回
 - 広場表層面等

関係法令に基づく適切な分別・処理

⑤ 管理業務

④ 塵芥処理

広場の利用・活用に関して安全が保たれるよう、状況等のチェックを行う。 (必要があると判断した場合は、広場管理者に速やかに報告し指示を受ける)

(2) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。 但し、年度毎の更新の可能性あり(最長:平成35年3月31日)。

(3) 業務提案の上限額

3,200,000円(消費税及び地方消費税を含まない)以内とする。

5 企画提案を求める項目

(1) 過去の業務実績

<評価の視点>

- ア. 業務全体を円滑に進められると判断できる程度の類似業務の実績が豊富か
- イ. 過去の業務実績が本業務に有効に活用される見込みがあるか

(2) 業務の執行体制

<評価の視点>

- ア. 有資格者の配置や業務従事者の経験、実績の妥当性などの観点から、業務全体 を円滑に進められる執行体制になっているか
- イ. 業務の目的等を十分に理解した内容になっているか

(3) 広場清掃の考え方、手法

<評価の視点>

- ア. 仕様書の内容を理解し、確実に履行できる手法になっているか
- イ.業務スケジュールは、妥当かつ無理のない計画になっているか

(4) 独自提案項目

<評価の視点>

業務の目的達成に寄与する独創的なアイデアが提案されているか

(5) 業務金額

<評価の視点>

業務全体を理解した上で、合理的な金額となっているか

6 提案者の資格要件

- (1) 平成 29 年度札幌市競争入札参加資格者名簿(建物清掃業)に登録されている法人 であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 告示日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立て がなされている等、経営状況が不健全でないこと。
- (5) 法人税、消費税等、納付すべき税金を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は札幌市暴力団の排除の推

進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。)第7条第1項に規定する暴力団関係事業者でないこと。

- (7) 札幌市内に本店の所在地を有していること。
- (8) 当該業務の現場責任者は、清掃作業監督者の有資格者として告示日を起点とした 過去3年間において、一契約あたりの清掃対象面積が1万平方メートル以上の公共 施設において清掃業務の良好な履行実績(1年以上継続して履行しているもの)を 有すること(企画提案書に業務実績の概要を記載すること)及び、公益社団法人全 国ビルメンテナンス協会が認定する建築物清掃管理評価資格(インスペクター)の 有資格者として作業場所に常駐し業務を執行できること。
- (9) 共同企業体 (コンソーシアム) での応募は不可とする。また、当該業務を第三者 に再委託することは認めない。

7 一般事項

- (1) プロポーザルの日程
 - ・企画提案書の提出期限平成30年2月28日(水)(15時00分必着)
 - ・審査(プレゼンテーション) 平成30年3月9日(金) (時間は別途通知)
- (2) 企画提案書等の提出について
 - ① 提出物
 - ア. 企画提案書等の提出について(様式1)
 - イ. 企画提案書

上記 5「企画提案を求める項目」をもれなく記載すること。企画提案書は 10 ページ以内とし、参考資料等の別添は認めない。

正本は、上記ア〜イの構成で一式とし、1 部提出すること(提出にあたっては、 一式を左上一ヶ所でホチキス止めすること。

副本は、上記イのみで一式とし、6 部提出すること(提出にあたっては、ホチキス止めをせず、一式をゼムクリップで止めること)

なお、いずれの場合も製本はせず、A4 判縦の用紙を片面印刷にて提出すること。 上記イについてはページ番号を用紙下部に記載すること。

② 提出先等

提出期限までに下記提出先へ持参又は郵送により提出すること。

提出先

〒060 - 0003 札幌市中央区北3条西3丁目1番地 札幌駅前藤井ビル8F 札幌駅前通まちづくり株式会社 経営・企画グループ プロポーザル担当宛 TEL. 011-211-6406 FAX. 011-211-6408

(3) プレゼンテーションについて

① 実施場所

札幌駅前通まちづくり株式会社 会議室

(札幌市中央区北3条西3丁目1 札幌駅前藤井ビル8F)

- ② 注意事項
 - ・出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。
 - ・プレゼンテーションは20分とする(準備、説明12分程度、質疑8分程度)。
 - ・説明については企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料や PC 等の使用は認めない。

8 質疑

事前の質疑には原則として回答しない。ただし、一般的に知り得る事実の確認や事務 手続に関する確認のための質問については、事務局の判断により回答する。

9 企画提案の審査

- (1) 企画提案は、札幌市北3条広場清掃管理業務プロポーザル選定委員会において総合的に審査し、本業務に最も適していると認められた企画提案者を入選者として選定する。
- (2) 企画提案に係る一切の経費は提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (5) 著作権は、それぞれの企画提案者に帰属する。
- (6) 企画提案者は、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌駅前通まちづくり株式会社が利用することを許諾することとする(複製の作成を含む)。
- (7) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌駅前通まちづくり株式会社が利用することを許諾することとする(複製の作成を含む)。
- (8) 業務委託契約については、入選者と別途随意契約により行うこととする。
- (9) 以下のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア. 提出書類の提出期間・提出方法・記載方法等が、定められた内容に適合していない場合
 - イ. 企画提案書等に虚偽の記載がある場合
 - ウ. 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - エ. その他、選定委員会において不適当と認められた場合
- (10) 選定の結果は、企画提案者全員に対して文書により通知する。
- (11) プロポーザル方式の性質上、企画提案の内容をもって契約するとは限らない。

【問い合わせ先】 札幌駅前通まちづくり株式会社 経営・企画グループ (菊地) TEL. 011-211-6406 FAX. 011-211-6408